

# 岐阜県職員用パソコン広告掲載契約書（案）

1 契約の目的	職員用パソコン画面への広告掲載						
2 契約期間	令和 年 月分（令和 年 月 日から令和 年 月 日まで）						
	令和 年 月分（令和 年 月 日から令和 年 月 日まで）						
	：						
3 契約金額	百	十	万	千	百	十	円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---

（内訳）

令和 年 月分	円（うち消費税額	円）
令和 年 月分	円（うち消費税額	円）
：		

4 契約保証金	免除
---------	----

岐阜県（以下「甲」という。）と、**〈広告主名〉**（以下「乙」という。）とは、岐阜県職員用パソコン広告実施要綱（以下「実施要綱」という。）第1条に定める職員用パソコンの画面（以下「職員用パソコン画面」という。）に乙が作成した広告を掲載することについて、次の条項により契約を締結する。

（広告掲載の条件等）

第1条 乙は、実施要綱、岐阜県職員用パソコン広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）及び岐阜県職員用パソコン広告募集要領（以下「募集要領」という。）に基づき、職員用パソコン画面に掲載する広告を作成するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙が作成した広告を、職員用パソコン画面に掲載するものとする。

（契約金の納付方法）

第2条 乙は、契約時に甲が発行する納入通知書により、甲が定める期日（納入通知書を発する日から20日以内）までに頭書契約金額を納付しなければならない。

（協議による契約の解除）

第3条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の全部若しくは一部を解除し、

内容を変更し、又は履行を中止することができる。

(甲の契約解除権)

第4条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても乙への催告等を行わずに直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結及び履行に関し、不正があつたとき。
- (2) 履行期限までに履行完了の見込みがないとき。
- (3) その他、実施要綱第19条の規定に該当したとき。

2 前項の場合において、乙が損害を受けることがあつても、甲はその賠償の責めを負わないものとする。

(広告掲載の取り下げの申し出)

第5条 乙は、自己の都合により広告掲載を取り下げようとするとき、又は契約を解除しようとするときは、書面により甲に申し出なければならない。

2 甲は、前項の規定による申し出があつたときは、直ちに、広告掲載の決定を取り消すものとする。

(暴力団排除措置による解除)

第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 乙の役員等（岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（以下「暴排措置要綱」という。）第2条第9号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用していると認められるとき。

(4) 乙の役員等が、その属する法人等（暴排措置要綱第2条第8号に規定する法人等をいう。以下同じ。）若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員等（暴排措置要綱第2条第7号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(5) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙の役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(8) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用していると認められるとき。

(9) 乙が、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

(10) 乙が、二から八までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（八に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、違約金として契約金額の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

#### (不当介入における通報義務)

第7条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。

2 乙は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に履行を完了することができないときは、甲に履行期間の延長変更を請求することができる。

#### (契約金の返還)

第8条 甲は、乙が甲に納入すべき契約金の減額を行わないものとする。また、納付した契約金は返還しないものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由がなく、甲が広告の掲載期間月において3日を超えて広告を掲載できなかった場合（休日等を除く）はこの限りではない。

2 前項ただし書の場合において返還する金額は、掲載期間月の契約金を掲載期間月の開庁日数で除して、該当日数を乗じて得た金額を返還するものとする。なお、その額に1円未満の数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 前項の規定により返還する金額には利子を付さない。

#### (損害賠償)

第9条 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約に定める事項を履行せず、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を甲に賠償しなければならない。

#### (乙の責務)

第10条 乙は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 甲は、広告の掲載等に関し、第三者の権利侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

3 第三者から、広告に関連して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決しなければならない。

#### (遅延利息)

第11条 乙は、自己の責めに帰すべき理由により、契約金又はその一部を甲が定める期日までに納入しなかった場合は、当該期限の翌日から納入した日までの日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)第八条第一項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た金額を遅延利息として甲に納入するものとする。

(秘密の保持)

第12条 甲及び乙は、この契約の履行上知り得た相手方の秘密を他に漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等)

第13条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(管轄裁判所)

第14条 この契約に対して争いが生じた場合には、岐阜地方裁判所をその管轄裁判所とする。

(契約の費用等)

第15条 この契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(甲の免責事項)

第16条 甲は、第1条に基づき掲載する広告の内容により発生した法的紛争等について一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第17条 この契約に定めの無い場合は、実施要綱、掲載基準及び募集要領によるものとする。

2 前項によっても、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して決める。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 岐阜県岐阜市薮田南2-1-1  
岐阜県知事 江崎 穎英 印

乙 住所  
商号又は名称  
代表者名 印